

## 大館市入札及び契約に係る苦情処理に関する要綱

### (趣旨)

第1条 大館市が発注した業務に係る入札及び契約に対しての苦情処理の取り扱いを、次のとおり定める。

### (対象)

第2条 入札及び契約に係る苦情処理の対象は、次のとおりとする。

指名競争入札に付した発注

随意契約に付した発注

### (指名されなかった旨の通知)

第3条 市長は、公募型指名競争入札において入札参加申込書を提出した者のうち指名されなかった者に対して、所定の期限内に非指名の理由について説明を求めることができる旨を付記し、指名されなかった旨を通知するものとする。

### (一次苦情の申立て)

第4条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。

公募型指名競争入札にあつては、前条に規定する通知を受けた者で、当該指名されなかったことに対して不服のある者は、非指名の理由について説明を求めることができる。

通常指名競争入札にあつては、当該入札と同一の発注種別に登載されている登録業者のうち、当該通常指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、非指名の理由について説明を求めることができる。

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により締結した以外の随意契約において、当該契約と同一の種別に対応する発注に対して、登載されている登録業者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服のある者は、当該契約の相手方として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

2 苦情申立は、次に掲げる期間内に、申立者の住所、氏名、申立ての対象となる発注、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載した当該入札に係る要綱等で規定している場合を除き、自由な様式の書面により行うものとする。

前項第1号に掲げる苦情にあつては、第3条に規定する通知の発送日の翌日から、同項第2号に掲げる苦情にあつては、指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して7日(大館市の休日を定める条例(平成2年条例第11号(以下、「休

日条例」という。)) 第1条に規定する市の休日を除く。以下同じ。) 以内  
前項第3号に掲げる苦情にあつては、随意契約の相手方の公表を行った日の翌  
日から起算して前号の規定と同一の期間内

(苦情申立への回答)

第5条 苦情の申立てがあつた場合は、市長は苦情を申立てることができる最終日の  
翌日から起算して7日(休日条例第1条に規定する市の休日を除く。)以内に当該  
入札に係る要綱等で規定している場合を除き、自由な書面(以下「回答書」という。)  
により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等、処理上の困難その  
他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延期できるものとする。

(苦情申立ての却下)

第6条 市長は、第4条の苦情について、申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白  
に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるも  
のとする。

(苦情申立てについての教示及び苦情処理手続きに係る明示)

第7条 第4条第1項各号に規定する苦情申立てができる旨の教示及び第4条から第  
5条までに係る苦情処理手続きについての明示は、次のとおり行うものとする。

公募型指名競争入札にあつては、公募の公告又は設計図書に記載

通常指名競争入札にあつては、公告又は設計図書に記載

随意契約にあつては、当該発注課等において掲示

(苦情処理結果の公表)

第8条 市長は、苦情申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答  
書を閲覧することにより速やかに公表するものとする。

(再苦情の申立て)

第9条 再苦情の申立てができる者及び申立ができる範囲は、第5条に規定する回答  
書を受けた者であつて、回答書による説明に不服がある場合とする。

2 再苦情の申立ては、回答書を受領した日から7日(休日条例第1条に規定する市  
の休日を除く。)以内に書面により市長に対して行うことができるものとする。

3 再苦情の申立てがあつた場合は、市長は速やかに大館市適正入札・契約推進委員  
会設置要綱(平成15年7月1日)第1条の規定により設置される適正入札・契約  
推進委員会(以下「委員会」という。)に審議を付託するものとする。

(再苦情申立への回答)

第10条 市長は、申立者に対し、委員会の審議を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日条例第1条に規定する市の休日を除く。)以内に、その結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは、申立てが認められないと判断された理由を示してその旨を、申立が認められたときは、委員会の意見を尊重し、申立が認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を、再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

(再苦情の申立の却下)

第11条 委員会は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立を却下することができるものとする。

(再苦情申立についての教示及び再苦情処理手続きに係る明示)

第12条 第9条第1項に規定する再苦情ができる旨の教示及び再苦情処理手続きについては、第5条に規定する回答書に記載して行うものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第13条 市長は、再苦情申立者に回答を行ったときは、再苦情申立者の提出した書面及び市長が回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

(入札手続きの執行)

第14条 第4条に規定する一次苦情申立及び第9条に規定する再苦情申立は、原則として、入札手続きの執行を妨げるものではない。

2 第5条に規定する一次苦情申立への回答及び第10条に規定する再苦情申立てへの回答において、申立てが認められた場合であっても、大館市競争入札事務取扱要領及び大館市財務規則の規定を遵守し、落札者の決定した入札に影響を及ぼさないものとする。

3 前項において認められた申立ての内容は、申立てが認められた以降の入札及び随意契約に反映するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。